

最終更新日 令和5年12月20日

一般社団法人大津市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの順守状況

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人に適用される法人法及び定款に基づき事業運営を行っている。 今後も引き続き必要に応じて定款の見直しを図っていく。	
(2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営、組織運営に必要な定款及び組織規程等を整備し順守している。	
(3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款に基づき役員体制を整えたうえで、理事会、社員総会を開催するとともに、副会長以上の役員による三役会を毎月開催し、適正な運営を確保している。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 令和4年3月に、組織消化4か年計画を策定し、ホームページに掲載している。	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 令和5年度理事会終了後、コンプライアンスに関する研修を実施する。	

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 加盟している競技団体に対して、コンプライアンスに関する研修に参加するよう通知する。	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会監事による監査を受けている。また、市の外部監査員による監査も受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 国庫補助金等は利用していない。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公認会計士と委託契約し、必要に応じて連絡を取りながら、公正かつ適正に処理を行っている。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 財務諸表をホームページに掲載するなど、適切な情報開示を行っている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 組織状況、役員情報をホームページに掲載するなど、積極的な情報開示を行っている	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
対応していない	